Ⅳ.具体的にどう危機予防をするか？

危機のレベル評価‥　　A:クラブ、ロータリアン個々の当事者　B:地区各該当委員会　C:地区危機管理委員会

レベル	状況　（ロータリープログラム参加時に発生した）	具体例（現実的ではない状況も想定すべき）	対処法（考えてください）	対応組織 A	B	C
1	・軽度の怪我、通院による病気治療など、日常の生活のほとんど影響のない事案 ・自然災害で対象地域の被害が予測され軽微なもの ・セクハラ・虐待には発展しない感情的なトラブルで短期間で収集可能なもの（口喧嘩の激しいもの） ・治療に1週間程度かかるケガや病気（入院を伴う）であるが軽度として評価されるもの	・風邪をひいて2-3日安静にすれば治ると医者に言われた ・中規模＋の台風がこの地方を通過する予報が出た ・大雨の警報が出ているが、付近には氾濫や山崩れはない ・けんかで双方が肉体的な欠点を言い合った ・卑猥な言葉を言う人が周りにいるが、気にしていない ・1週間で治癒するといわれているが、こじらせる可能性が高い	ハインリッヒの法則　1:29:300 重大事故が発生する（1）には、 (29) の軽度の事故があり、更に (300) の「ヒヤリ・ハット」がある レベル1,2は、このハインリッヒの法則の (300) の「ヒヤリハット」に該当	◎	◎	―
2	・台風などの自然災害で、対象地域の被害が予想されるが重大な事案とはならないもの ・暴行を伴う喧嘩（セクハラ・虐待には当たらないもの）	・中大規模の台風が来る予想があり、場所的に川の氾濫や山崩れの心配がある ・けんかで相手を殴り、けがをさせた、訴えはしない	「注意するだけで終わる」 のは、各当事者で対応してください ただし、迷ったら、危機管理委員会に連絡	◎	◎	◎
3	・青少年交換学生または米山奨学生が重大な被害をこうむると予想された自然災害が近々に発生するとき ・軽犯罪（万引きを含め）で捕まったと連絡があった時 ・テロなど紛争地域に青少年を派遣する時（まだ実施されていない）	・大規模以上の被害が出る予測の自然災害があり、住居近くの地形もかなり危険がある ・万引きで捕まり、初犯？だから許された ・テロが発生した近くに旅行（奉仕）に行く計画がある 外務省からは渡航自粛地域に指定された	ハインリッヒの法則の (29) の部分で、 当事者のみでは対応が難しい、 または、ロータリーの組織に悪影響が出ると予想 直ちに　危機管理委員会へ連絡	○	○	◎
4	・青少年がセクハラ・虐待被害を受けていると第3者が連絡してきたとき ・重大被害が発生している地震・自然災害が発生しているが安否確認はすんでいる状態 ・ロータリーに係わる青少年が法律上の犯罪を起こした時（窃盗、傷害、麻薬使用等）逮捕されたとき ・青少年がテロの地域にいて、外務省からの渡航危険地域情報が出されているとき	・青少年がセクハラを受けているらしいと、噂が伝わってきた、本人からはまだその兆候らしいものはない ・ロータリー奉仕活動中の参加青少年が重大な犯罪を犯したまだ、警察に逮捕されていないが、確保されている ・外務省からの渡航禁止、早期帰国勧告が出た地域の近くに奉仕活動展開中 ・テロ地域での活動中に危険察知し助けを求めてきた。ただし、帰還命令はまだ出されてなく、危険度「中」である	ハインリッヒの（29）および（1） が予想される場合 該当クラブだけでは対応が取れないと判断し、 直ちに危機管理委員会に連絡してください 時間がポイントとなります	△	○	◎
5	・青少年本人がセクハラ・虐待を受けていると訴えてきた場合 ・死亡または重篤な状態に落ちいった場合 ・青少年がテロの地域にいて、外務省からの渡航禁止命令が出されたとき	・青少年本人からのセクハラの訴え、ただし、その学生はよく嘘をつく ・甚大被害（台風も含め）の自然災害の発生が確実視されている。地区内では対応不可の可能性も。 ・ロータリー奉仕活動参加中に犯罪を犯し警察に逮捕された	青少年に対しての「セクハラ・虐待」は 間髪をいれず、危機管理委員会へ連絡 警察に通報等の強制的な措置を 危機管理委員会は行います（ご理解を） 緊急危機管理委員会を開催します	△	◎	◎

評価調整基準

1．ロータリークラブの組織への評価が著しく既存されることが想定される時は　　レベルに　1　を加える
2．青少年保護（ロータリー章典　の青少年保護条例）に抵触する（ことが予想される）事案に関しては、　　レベルに　2　を加える
3．青少年交換におけるセクハラ・虐待事案は、真偽に関係なくすべて　　直ちに　　レベル　5　として評価する

危機防止のための研修会